

青山学院大学

学長 三木 義一

2016年度 教育振興資金ご寄付重ねてのお願い(趣意書)

拝啓 初冬の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

在学生のご父母の皆様におかれましては、平素より青山学院大学の教育活動にご高配を賜り感謝申し上げます。

本学は、「地の塩、世の光」をスクールモットーとし、人と社会に積極的に貢献できる人材を育成してまいりました。そしてさらに、建学以来担ってきた使命を果たすため、教育・研究の質の向上を図り、グローバル化を推進していく必要があります。2016年度は、各キャンパスに学生が集い、共に学習する「ICTを活用したラーニングコモンズ」や「ボランティアセンター」を整備し、またグローバル化に対応した語学教育の推進に取り組んでまいります。

皆様のご寄付は、こうした取り組みに活用され、学生一人一人の教育研究活動に直接かかわるものであり、ご父母の皆様には、この「教育振興資金」に対する継続的なご支援を賜りたく存じます。

まだまだ不透明な経済情勢の中、ご負担をおかけいたしますが、「教育振興資金」の趣旨をご賢察いただき、格別のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。ご父母の皆様には度重なるお願いとなりますが、在学中の4年間で4口以上を目安として、本年度の「教育振興資金」へのご寄付を改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

敬具

感謝の気持ちを込めて (2017年度)

- 4月 2016年度「ご寄付への御礼とご報告」発送
2016年度2口以上の方を対象に**青山オリジナル腕時計を贈呈**
- 5月 前期公開講座(全10回) ご招待
バッハコレギウムジャパンコンサート ご招待
- 6月 感謝の集い(昼食会:青山キャンパスにて全員)
ペアレンツウィークエンド(地区父母懇談会)開始
- 9月 後期公開講座(全10回) ご招待
- 11月 点火祭(自由参加)
- 12月 大学礼拝堂オルガンコンサート ご招待
学長主催による感謝の集い

(夕食会:青山キャンパスにて 2016年度4口以上の方を対象)

※すでに今年度ご寄付いただきましたご父母の方には、2017年度のお知らせとなります。



イメージ図

最大で
約50%の
減税効果

2016年度 教育振興資金募集要項

1. 募金の趣旨 「地の塩、世の光」の人材育成に必要な資金確保のため
2. 目標 1億円
3. 募集対象者 個人 在学生のご父母・保証人
法人 在学生のご父母・保証人の方で、法人として寄附をお考えの方
（「受配者指定寄付金」を希望する方は、別途、お問い合わせください）
4. 寄付金額 個人 1口5万円、（2口以上のご寄付をお願いいたします）
法人・団体の方 特に定めておりません。
5. 募集期間 2016年4月1日～2017年3月31日
6. その他

同封の振込用紙に必要事項をご記入のうえ最寄の金融機関からお振込ください。

※三井住友銀行、郵便局・ゆうちょ銀行をご利用の場合、振込手数料は無料です。

教育振興資金にご寄付いただきました保証人のご芳名を大学広報誌にて掲載しております。

※ご芳名掲載の意思表示は同封の振込用紙にてお願いしております。希望されない方、意思表示のない方、また、銀行のATM、インターネットバンキングを利用してご寄付され、意思確認ができない方につきましては、匿名として掲載させていただきます。

寄付金に係る税制上の優遇措置のご案内

この寄付金は特定公益増進法人への寄付として、確定申告により寄付金控除を受けることができます。

- (1) **所得税の控除** 税額控除制度または所得控除制度のいずれかの制度を選択することができます。

【税額控除制度】税額控除は税率に関係なく所得税額から直接控除するため、所得控除と比較して多くの方において、減税効果が大きくなります。

$$(\text{年間の寄付金合計額}^{*1} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{所得税控除額}^{*2}$$

⇒ 所得税額から控除

*1：年間の寄付金合計額が年間総所得の40%を超える場合は、40%に相当する額が限度額となります。

*2：所得税控除額は、所得税額の25%が限度となります。

- (2) **住民税の控除** 東京都、神奈川県にお住まいの個人の方は、個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。詳しくは所轄の税務署へお問い合わせください。

$$(\text{寄付金額}^{*3} - 2,000\text{円}) \times \text{控除率}^{*4} = \text{住民税の控除}$$

*3：年間総所得金額等の30%が上限となります。

*4：控除率は都道府県指定は4%、市町村指定（相模原市）は6% 双方指定は10%となります。

- (3) 寄付金控除を受けるために以下の書類を大切に保管しておいてください。

①寄付金領収証

金融機関でお振込いただいた際に受け取られた「振替振込請求書兼受領証」をもって領収書に代えさせていただきます。

②寄付金控除に係る証明書

寄付金が入金され次第、「税額控除に係る証明書（写）」および「特定公益増進法人証明書（写）」をお送りしますので、確定申告期間に、これらの証明書（写）と「振替振込請求書兼受領証」を添えて所轄税務署に確定申告をしてください。

寄付金に係る税制上の優遇措置についての詳細は、上記の証明書（写）とともにお送りするご案内、または青山学院ホームページでご確認ください。

青山学院ホームページ>ご支援をお考えの方へ>税制上の優遇措置 http://www.aoyamagakuin.jp/support/cautesy/#anchor_01

《 お問い合わせ先 》

青山学院大学 庶務部経理課

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25 TEL：03-3409-7816